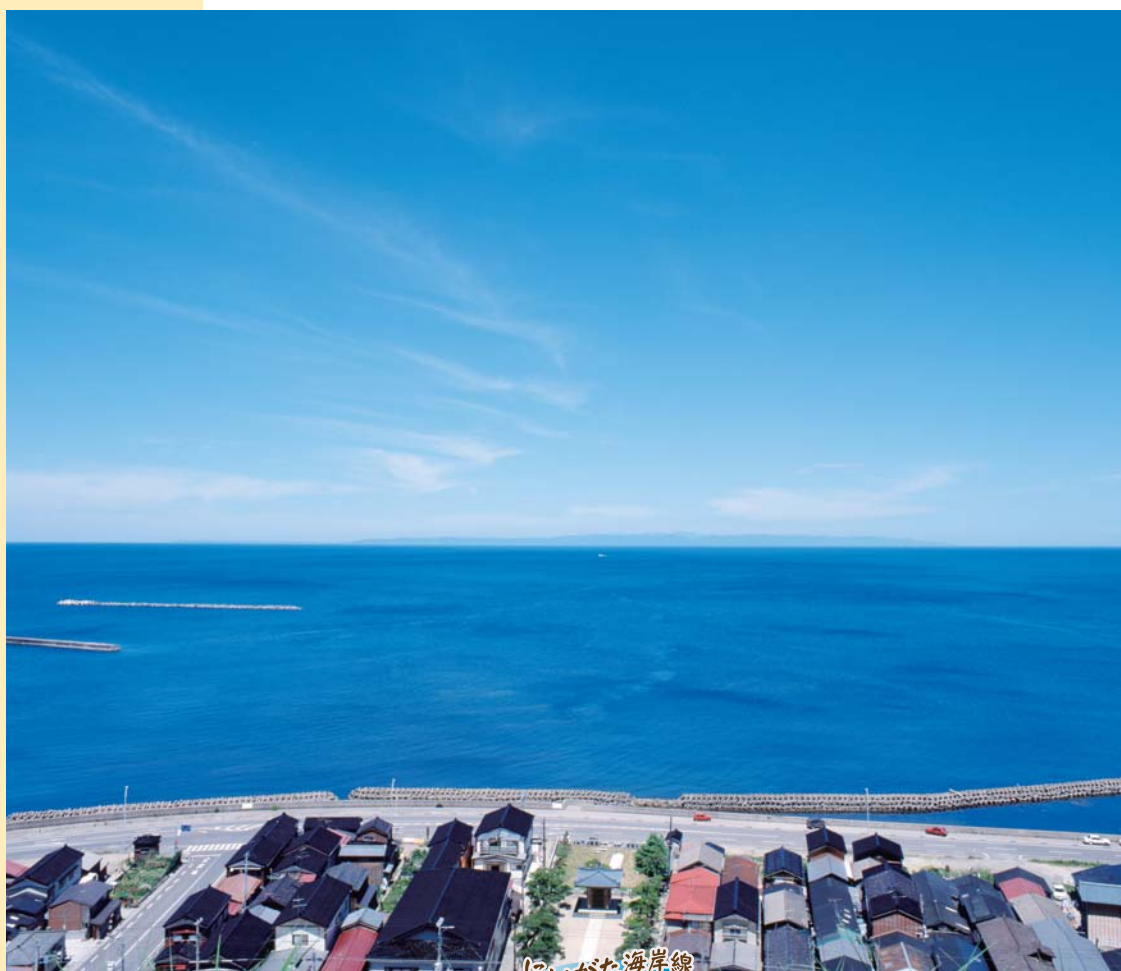


にいがた



▲良寛記念館から見る日本海と佐渡(出雲崎町)

Contents

- 支社や工場をお持ちの事業主様 届出を軽減する方法があります
- やむを得ず医療費を立て替え払いしたときは、療養費をご申請ください
- 社会保険ボウリング大会地区大会開催
- 社会保険事務講習会12月のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ **0570-05-1165**

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

支社や工場をお持ちの事業主様 届出を軽減する方法があります

本社・支社間での
人事異動が多い…

その都度、資格喪失届・資格取得届の
手続きをするのはとても面倒…

膨大な事務作業量で、
経費もかさんでしまう…



「一括適用制度」を利用してみませんか？

一括適用の承認を受けることで、本社・支社が一つの適用事業所とみなされ本社・支社間での人事異動があった際の資格喪失届や資格取得届等の手続きが不要になります。

事務手続の際の負担軽減

届け出のまれや誤りの防止

事務に関する諸経費の削減

一括適用の承認基準

一括適用の承認を受けるためには、厚生年金及び協会けんぽ管掌の健康保険について、次のすべての基準を満たす必要があります。

- ①一つの適用事業所にしようとする事業所の事業主が同一であること。
- ②一つの適用事業所にしようとする複数の事業所に使用されるすべての者の人事、労務及び給与に関する事務が電子計算組織により集中的に管理されており、適用事業所の事業主が行うべき事務が所定の期間内に適正に行われること。
- ③被保険者の資格取得等の届出を電子媒体又は電子情報処理組織を使用して行うことができること。
- ④健康保険の保険者が同一であること。
- ⑤一括適用の承認によって厚生年金保険事業及び協会けんぽ管掌の健康保険事業の運営が著しく阻害されないこと。
- ⑥協会けんぽ管掌の健康保険の適用となっている場合は、健康保険の一括適用の承認申請も合せて行うこと。

承認申請に必要な書類

一括適用の承認申請には、申請書及び理由書のほか、一つの適用事業所とみなされる事業所について次の内容を説明した文書の提出が必要です。

一括適用承認申請書

一括適用承認申請理由書

- ①人事、労務及び給与に関する事務の範囲及びその方法
- ②資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、賞与支払届、月額変更届、住所変更届、の作成過程及び、被保険者への通知または届書の処理過程(6種類の届書について各1枚を作成してください)
- ③被保険者の資格取得・資格喪失の確認、標準報酬の決定等の内容を被保険者へ通知する方法及び健康保険被保険者証を被保険者へ交付する方法
- ④健康保険組合又は厚生年金基金の設立状況(規約等を添付してください)

承認日

一括適用の承認日は、算定基礎届の事務処理期間（５月～８月）を除く月の月末となり、承認日より一つの適用事業所とみなされます。また、承認については、申請から約３か月を要しますので、ご了承ください。

承認申請先

一括適用の承認申請は、一つの適用事業所としようとする事業所（例えば、本社）の所在地を管轄する年金事務所へご提出ください。
詳しくはお近くの年金事務所にご相談ください。

11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構は厚生労働省と協力して、
11月を「ねんきん月間」と位置づけ
公的年金制度の普及・
啓発活動を積極的に行います。
若い世代の方に向けた、学生納付特例、
若年者納付猶予制度の周知のほか、
全国各地で年金相談を行います。
年金受給に関することや、
ご質問など、お気軽にご相談ください。

あなたの気になる年金記録を
もう一度ご確認ください

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん定期便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりましたが、いまだ持ち主が確認できない記録が残っています。ご自身の年金記録に漏れや誤りがあるのではないかと心配な方はご確認いただき、お近くの年金事務所にご相談ください。

11月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

主催年金事務所 (予約先電話番号)	会 場	相談日	時 間	主催年金事務所 (予約先電話番号)	会 場	相談日	時 間
新潟東年金事務所 (025-283-1013)	五 泉 市 福 祉 会 館	21(木)	10:00~15:00	上越年金事務所 (025-524-4115)	糸 魚 川 市 役 所	13(水)	10:00~15:00
	阿 賀 町 役 場 本 庁	27(水)	10:00~15:00			27(水)	10:00~15:00
新潟西年金事務所 (025-225-3008)	両 津 地 区 公 民 館	20(水)	12:40~15:00		柿 崎 商 工 会	20(水)	10:00~15:00
長岡年金事務所 (0258-88-0006)	小 千 谷 市 民 会 館	13(水)	10:00~15:00	新発田年金事務所 (0254-23-2128)	村 上 市 役 所	13(水)	10:00~15:00
		27(水)	10:00~15:00			27(水)	10:00~15:00
	小出ボランティアセンター	28(木)	10:00~15:00		阿賀野市水原総合体育館	20(水)	9:30~12:30
六日町年金事務所 (025-716-0802)	十日町地域地場産業振興センター (クロス10)	14(木)	10:00~15:00			28(木)	10:00~15:00
		28(木)	10:00~15:00				

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、
終了時間の30分前までとなりますのでご注意ください。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです

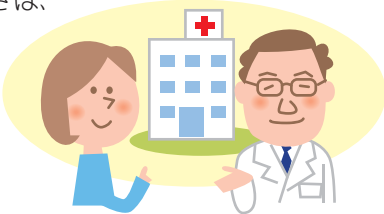
療養費 ～医療費を立て替え払いしたとき～

やむを得ず医療費を立て替え払いしたときは、療養費をご申請ください

医療機関を受診する際、健康保険証を提示することで年齢等に応じた自己負担分を窓口で支払うのが原則ですが、やむを得ない理由により全額自己負担をしたときは、ご申請いただくことで後から払い戻しを受けることができます。

▶ 支給要件および手続き

次のような場合は、「療養費支給申請書」に必要書類を添付して、協会けんぽ新潟支部にご提出ください。



例	「療養費支給申請書」に添付するもの(すべて原本)
立て替え払い 健康保険証を提示せずに医療機関を受診したとき 保険医療機関でない病院などで受診したとき	国内 ①診療明細書 (医療機関から発行される、傷病名や診療内容の明細が記載されているもの) ②領収(明細)書 海外 ①診療内容明細書(傷病名や診療内容の明細が記載されているもの) ②領収明細書(①及び②が外国語で記載されている場合は、翻訳者の署名、住所、電話番号が明記されている翻訳文も必要)
以前加入していた健康保険の保険証を使って受診し、後日医療費を返納したとき	①以前加入していた健康保険に返納した領収書 ②以前加入していた健康保険から受領した診療報酬明細書(レセプト) ※国民健康保険(市町村)や健康保険組合により、レセプトの取扱が異なります。 本人に交付されない場合は、以前加入していた健康保険の指示に従ってください。
治療用装具の作成 コルセット・サポーター等の治療用装具	①医師の意見および装具装着証明書 等 ②領収書(装具の名称、種類、数量の記載がない場合は、確認できる内訳書も必要)
小児弱視等の治療用眼鏡 ●コンタクトレンズ(9歳未満)	①医師の眼鏡等作成指示書(視力等の検査結果の明記されたもの) ②領収書
四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣	①医師の弾性着衣等装着指示書 ②領収書(弾性着衣の種類、数量の記載がない場合は、確認できる内訳書も必要)

注 意 点 ご家族(被扶養者)が受診した場合であっても、「療養費支給申請書」の申請者名はご本人(被保険者)名になります。療養費の支給口座も、ご本人(被保険者)名義のものになります。
※ご本人(被保険者)以外の口座を指定する場合は、受取代理人の欄に記入が必要です。

提出期限 医療費を支払った日(装具等の費用を支払った日)の翌日から2年以内

▶ 支給金額

健康保険の基準で算定した額の給付割合(7割～9割)相当額

「健康保険の基準で算定した額」と「実際に支払った額」のどちらか少ない方の額に、給付割合(7割～9割)を乗じた額となります。(実際に支払った額の7割～9割が支給されるとは限りません。)

お問い合わせ先 ▶ 【業務グループ】 TEL.025-242-0262



全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索

〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

2013年 佐渡を歩こう!

元気ハツラツ

健康ウォーク!



曇り空でしたが、心地よい風が当たりウォークに適した気候の中、宿根木を「送り太鼓」で出発した180名余の皆さん全員が、完歩されました。

小木港到着後、佐渡おけさ等の民謡を観賞し、お楽しみ抽選会で、更に沢山のお土産を持ちかえられました。

ご協力いただきました、佐渡市・新潟西社会保険委員会佐渡支部の皆様有難うございました。



参加して頑張ろう!! 今年も健康づくりにボウリング

社会保険ボウリング大会 地区大会 開催

詳細・申込書は別添をご覧ください
(上越・柏崎は11月号に同封)



支部	開催日	開催場所	難し〜ム数	申込締切日
新潟東	12月 5日(木)	グランドボウル(新潟市中央区南笹口)	20	11月20日
新潟西	11月19日(火)	楽園ボウル(佐渡市東大通857-1)	14	11月 8日
	12月 6日(金)	グランドボウル(新潟市中央区南笹口)	15	11月20日
三 条	11月29日(金)	サカイボウル(三条市南新保5-19)	20	11月20日
	12月 6日(金)	ポップボウル県央(燕市井土巻1811-1)	10	11月20日
新発田	11月27日(水)	ジョイタウンボウル中条店(胎内市新和町)	12	11月20日
	12月 4日(水)	ジョイタウンボウル新発田店(新発田市新栄町)	15	11月20日
長 岡	12月 5日(木)	長岡遊ボウル(長岡市喜多町407)	20	11月20日
六日町	11月29日(金)	サウンドボウル六日町(南魚沼市六日町字館)	15	11月14日
上 越	12月12日(木)	上越レジャーランボウル(上越市下門前827-2)	20	12月 5日
柏 崎	12月10日(火)	アピナボウル柏崎(柏崎市錦町2-20)	20	12月 3日

※各会場とも募集定数に達し次第締め切りとなります。

社会保険事務講習会12月のご案内 参加料無料

社会保険の事務担当をしている方を対象として、次の日程で社会保険事務講習会を開催します。
どなたでも参加いただけます。

特 典 講習会参加者には、参考図書「平成25年度版 社会保険の事務手続」を差し上げます。

【講習内容】 社会保険の加入資格・保険料について 講師:日本年金機構年金事務所
健康保険給付について 講師:全国健康保険協会新潟支部

開 催 日	開催時間	会 場	所 在 地	定 員
12月 3日(火)	午後1時30分 ～午後4時	燕三条地場産センターリサーチコア	三条市須頃1-17	60名
12月 4日(水)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名
12月 5日(木)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	36名
12月 6日(金)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
12月10日(火)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	48名
12月12日(木)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	60名
12月16日(月)		ハイク長岡	長岡市千秋3-315-11	70名

※「クロスパルにいがた」会場は、駐車場が少ない為、公共交通機関をご利用ください。

お申込み方法

参加される会場名、開催日、事業所名、参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。
(電話によるお申し込みも可能です。)なお、各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会 ■ FAX.(025)290-3201 TEL.(025)240-5337

年金シニアライフセミナーのご案内 参加料不要

50歳以上の皆さん、事業所の社会保険事務担当の方・年金委員・健康保険委員の皆様へ
充実したシニアライフを送れるように・・・考えてみませんか？
セミナー内容は、『社会保険制度の仕組みと手続き』『ライフプランと生きがい』『家計プラン』など。ご夫婦での参加も歓迎いたします。



開 催 日	開始時間	会 場	会 場 所 在 地
10月26日(土)	午後1時～	長岡市立劇場	長岡市幸町2-1-2
11月16日(土)	5時まで	NST	新潟市中央区八千代2-3-1

※定員は各会場とも 70 名(先着順・定員になり次第締め切ります)

お申込み方法

「社会保険にいがた8月号」及び社会保険協会ホームページをご覧ください。

一般財団法人新潟県社会保険協会 ■ FAX.(025)290-3201 TEL.(025)240-5337

まちなか健康相談 開設中 ～お立ち寄りください～



開 催 日	開催時間	会 場	所 在 地
毎月第一・三 月曜日	午後1時	メディアシップ「新潟日報カルチャー」	新潟市中央区万代3 メディアシップ
毎月第二・四 月曜日	～午後3時	万代シティ まちなか交流サロン「アルク」	新潟市中央区万代1 パスセンター3階

※月曜日が祝日の場合は、休みとさせていただきます。※場所・開催日を変更することがあります。

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています (相談は無料)

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川11-2-9]……………毎月第2火曜日(10:00～15:00)
- 寺泊町商工会[長岡市寺泊坂井町9769-31]……………毎月第2水曜日(10:00～15:00)
- ※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551
- ※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。